

**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
施行状況について**

1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)

- 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 -

平成19年10月1日施行

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針 (国のガイドライン)

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

協議会

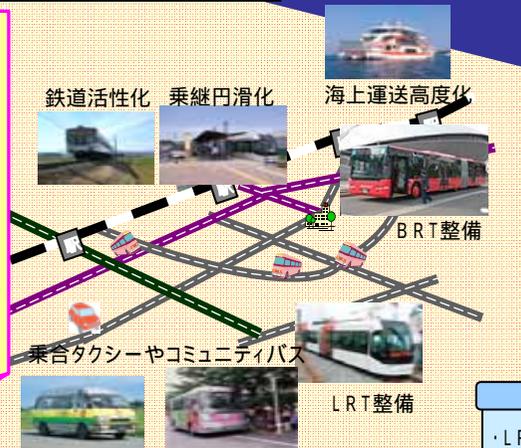
市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等

鉄道、軌道、バス、
タクシー、旅客船等

- ・協議会の参加要請応諾義務
(*公安委員会、住民は除く)
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



予算等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供
- ・人材育成 等

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

国による総合的支援

【地域公共交通特定事業】

- ・LRTの整備 ・BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- ・海上運送サービスの改善 ・乗継の改善 ・地方鉄道の再生

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV(デュアルモードビークル)

・軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS(インテリジェントマルチモードトランジット)

・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT(Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT(Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

2. 法定協議会の開催状況（予定含む）

石川県珠洲市

- ・平成19年10月21日 第1回法定協議会開催。
- ・平成20年度中に法定計画を策定する予定。

岩手県花巻市

- ・平成19年12月に法定協議会立ち上げ予定
- ・平成19年度中に法定計画を策定する予定。

新潟県三条市

- ・平成19年11月9日 第1回法定協議会開催予定。
- ・平成19年度中に法定計画を策定する予定。

新潟県見附市

- ・平成20年1月に法定協議会立ち上げ予定。
- ・平成20年度中に法定計画を策定する予定。

京都府北近畿地域

- ・平成19年11月9日 第1回法定協議会開催予定。
（既存協議会を10月1日以降、法定協議会としている。）
- ・平成19年度中に法定計画を策定する予定。

<その他>

- ・秋田県秋田市においては、平成19年9月20日に、10月1日以降法定協議会とすることを前提に協議会を立ち上げ。
- ・愛知県田原市においては、地域公共交通会議を10月1日以降、法定協議会としている。
（いずれも、今後の開催は未定）